

鳥取市新嘗祭献穀米事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市新嘗祭献穀米事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、日本古来の伝統行事である新嘗祭の献穀に奉仕することで、奉仕者はもとより、地域を含めた意識の高揚を図り、もって本市の農業振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、新嘗祭献穀米事業とする。

(補助事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、鳥取市新嘗祭献穀米実行委員会とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち次の各号に掲げるものとする。

- (1) 各種式典に係る経費
- (2) 献穀米の栽培及びほ場管理等生産管理に係る経費
- (3) その他献穀米事業の執行に必要な経費

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別記様式によるものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別記様式によるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。